

令和8年度いわて芸術家派遣事業について

申請の手引き

1 いわて芸術家派遣事業とは

生の文化芸術の鑑賞や芸術家による実演指導への参加、芸術家との共演など、児童生徒等が文化芸術に身近に触れる機会を提供することにより、豊かな情操を養うとともに、芸術家に活躍の場を提供するものです。

2 公演種目及び公演内容等について

- (1) 公演種目は、弦楽合奏、室内オーケストラ、ピアノ、ギター、三曲、民謡、能楽、声楽の8種目です。公演団体等は別添の「出演団体一覧表」を参照願います。)
- (2) 生の文化芸術を鑑賞するほか、児童生徒が楽器に触れたりするなどの体験活動の機会を提供します。
- (3) 同時に複数の公演種目を組み合わせて実施することもできます。

3 事業の実施について

- (1) 原則として学校等申請者が用意した施設で行います。（合同開催であっても申請者が用意した施設を使用することを原則としますが、収容人員等の関係で文化施設を会場とすることも可とします。）
- (2) 申請者は、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校及び市町村等とします。

4 参加者について

- (1) 参加校の児童生徒、教職員、保護者等を対象とします。
- (2) 入場料は無料です。

5 実施時期について

- (1) 派遣団体により公演可能な時期が異なりますのでご注意ください。
- (2) 令和8年度は、別添の「出演団体一覧表」を参照願います。

6 申請者の経費負担について

- (1) 公演に要する費用のうち、学校等の施設・設備の使用料、光熱水費、諸経費（ピアノ調律代等）等は、申請者負担となります。
- (2) 文化施設を使用した場合の会場使用料等や合同開催の場合の交通費は、申請者負担となります。
- (3) 出演者の交通費、出演料等は、岩手県芸術文化協会で負担します。

7 申請書類について

- (1) 開催希望申請書
※ 県芸術文化協会のホームページからダウンロードしてください。
- (2) 公演会場までの案内図（インターネット等で検索ができない場合のみ）

8 提出期限について

令和8年2月16日（月）必着

9 提出先について

〒020-0023 盛岡市内丸13番1号 一般社団法人岩手県芸術文化協会

電話・FAX 019-626-1202

Eメール geibuniwate@aurora.ocn.ne.jp

URL <http://www.iwate-geibun.com>

※ 問い合わせ、申請書の提出は、Eメールをご利用ください。

10 開催決定について

令和8年3月下旬

11 事前打合せ

開催決定後、公演内容等の詳細について事前に打合せを行います。

12 その他

- (1) 公演の際は、派遣団体の更衣室及び休憩室が必要となります（楽屋として使用しますので、公演会場に近い場所が望ましいです。）。
- (2) 派遣団体によっては、前日の準備、リハーサルが必要となる場合があります。
- (3) 別添の「出演団体一覧表」に公演に必要な諸条件を明記していますので、申請の際の参考にしてください。